

# 玉名市キャッシュレス機器導入事業補助金 (商店会等団体向け)

～新型コロナウイルス感染防止対策～

## — 申請要領 —

感染防止に効果的とされているキャッシュレス決済導入に伴う、機器の購入費用の一部を補助します。

### 1 事業の目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、キャッシュレス決済は感染防止に有効であるとされており、事業所における、新しい生活様式への対応が急務となってきた。

そこで、商店会等の団体において、面的・組織的にその普及を促進することを目的として、新規導入に必要な機器の購入費用又は既に導入している決済方法のバージョンアップのために必要な機器の購入費用の一部を補助する。

### 2 補助対象者

本市の区域内に存する商店会その他これに類する団体、商工会議所、商工会のうち、次の要件を満たすもの。

- (1) 令和3年4月1日から同年8月31日までの期間に、団体を構成する事業者の2分の1以上又は5以上の事業所でキャッシュレス機器を導入し、かつ、支払が完了していること。
- (2) 構成事業所が玉名市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。

### 3 補助の対象経費

次表に掲げる決済端末の導入費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和3年4月1日から同年8月31日までの間に導入し、かつ、同日までに支払がなされたもの。

分野	対象品目
① 決済端末	据置型端末
	モバイル型端末
	モバイル決済端末（iPad 等の汎用端末と接続して使用）
	必要なソフトウェア
	設定費用
② レジ接続費	接続ケーブル
	設定費用
③ 汎用端末	iPad 等 1 事業所当たり 1 台まで ※決済端末と一体的に使用するものが対象 ※QRコード決済の導入時期を証する書類及びシリアルナンバー（識別番号）が記載された書類（写し）の提出が必要
④ 附属品	バーコードリーダー
	ディスプレイ（決済価格表示用）
	レシートプリンター
	設置用金具等
⑤ 設置費	機器据付けに必要な設置費用（据付・配線工事費用）

※原則として、決済事業者等を通じた調達を対象とする。

※次の経費は補助対象としない。

中古品、ネットワーク関係機器（ルーター、サーバ、無停電電源装置等）、通信費用（回線使用料等）、その他玉名市が補助対象外と判断した経費

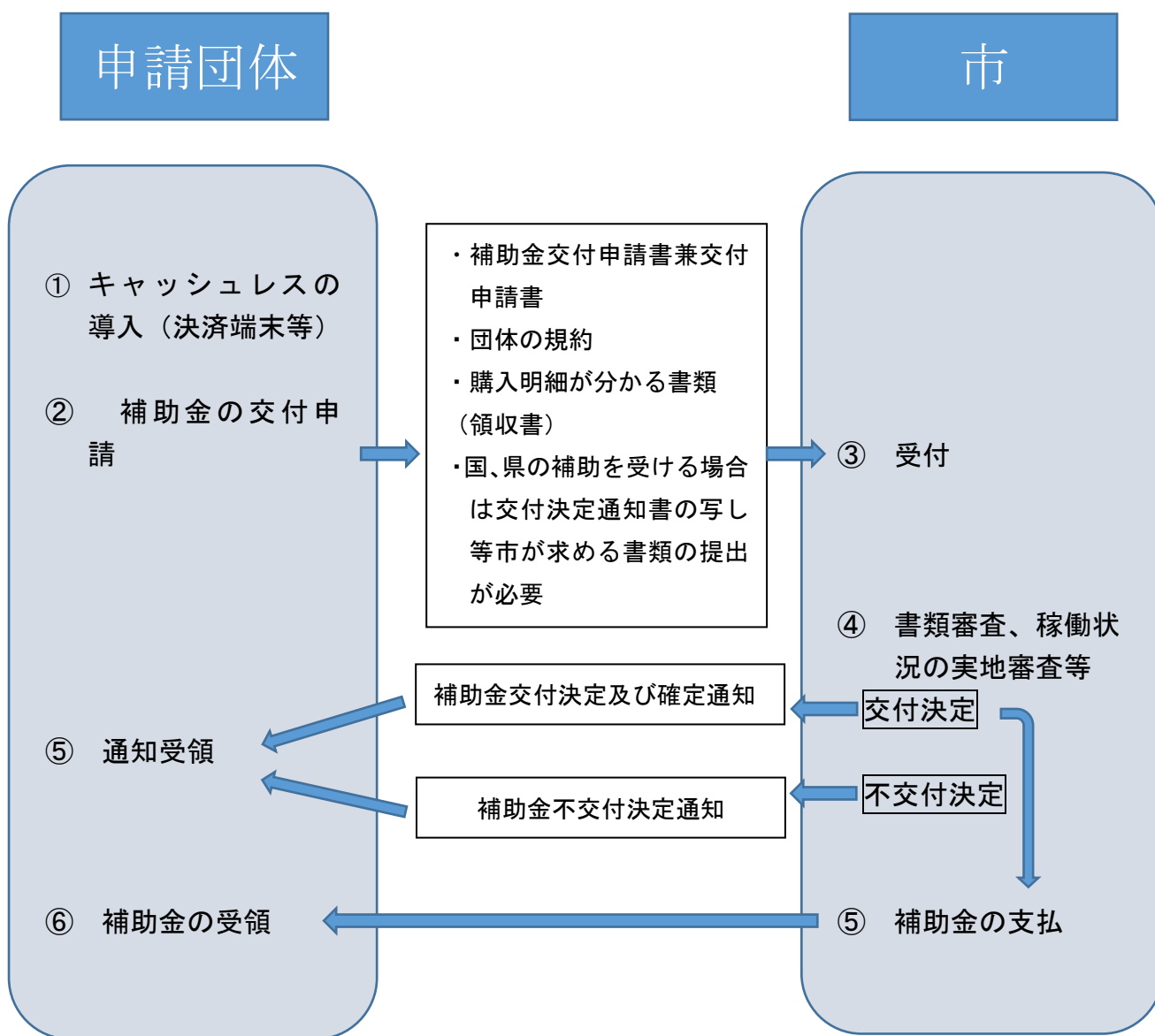
#### 4 補助率・補助の上限額（消費税及び地方消費税を除く）

補助率：1/2 以内

補助上限額：構成事業所 1 事業所当たり上限 5 万円

※国・県等の補助を受けている場合は、その額を控除した額の 2 分の 1 以内の額とし、1 事業所当たり 5 万円を上限とする。

## 5 申請手順のフロー図



## 6 申請期間

令和3年6月1日から令和3年9月30日まで

## 7 申請方法

申請書は市商工政策課へ直接お持ちください。

玉名市商工政策課 865-0025 玉名市高瀬 290-1 商工会館 2階  
0968-71-2065